官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（総務・外務一）　一
〔その他告示〕
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務一四）　一
○在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件（同一五）　二
○選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件（中央選挙管理会一）　四

省令

○総務省・外務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第五項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

令和八年一月二十三日

総務大臣　林　芳正
外務大臣　茂木　敏充

令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する公職選挙法施行令第百四十二条第五項（最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十三条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日	投票をしなければならない時間
在ベルギー日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前七日	午前九時三十分から正午までの間
在ドバイ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間
在コンゴ民主共和国日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票期日前八日	午前九時三十分から正午までの間

その他告示

○総務省告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百二十六号）第二十六条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

令和八年一月二十三日

総務大臣　林　芳正

在ブータン日本国大使、在キリバス日本国大使、在クック日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在ニウエ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネービス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ